（電気通信基盤充実臨時措置法第六条第二号の資金の貸付けを定める政令の廃止）

第一条　電気通信基盤充実臨時措置法第六条第二号の資金の貸付けを定める政令（平成七年政令第二百六十九号）は、廃止する。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正）

第二条　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「附則第十六条」を「附則第十四条」に改める。

（日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法施行令の一部改正）

第三条　日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法施行令（昭和六十二年政令第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十二号までを一号ずつ繰り上げる。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年八月三十一日）から施行する。

（日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第三条の規定による改正前の日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法施行令第一条の二第六号に掲げる事業に係る資金について、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第三条第一項又は第二項の規定によりされた資金の貸付けについては、なお従前の例による。

総務大臣　片山　善博
財務大臣　野田　佳彦
内閣総理大臣　菅　**直人**

電波法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年七月二十九日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第二百四十号

電波法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、電波法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

電波法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二十三年八月三十一日とする。

総務大臣　片山　善博
内閣総理大臣　菅　**直人**

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年七月二十九日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第二百四十一号

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項及び別表第四の三の項中「第七十四条第二項」を「第七十四条」に改める。

附　則

この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年八月二日）から施行する。

環境大臣　江田　五月
内閣総理大臣　菅　**直人**

総合特別区域法の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年七月二十九日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第二百四十二号

総合特別区域法の施行期日を定める政令

内閣は、総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

総合特別区域法の施行期日は、平成二十三年八月一日とする。

内閣総理大臣　菅　**直人**
総務大臣　片山　善博
法務大臣　江田　五月
外務大臣　松本　剛明
財務大臣　野田　佳彦
文部科学大臣　髙木　義明
厚生労働大臣　細川　律夫
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　海江田万里
国土交通大臣　大畠　章宏
環境大臣　江田　五月
防衛大臣　北澤　俊美

総合特別区域法施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年七月二十九日

内閣総理大臣　菅　**直人**